

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 19 日

公益財団法人広島県教育事業団理事長 桜井 勝広

1 調達内容

- (1) 業務名
高屋堀 2 号遺跡発掘調査に係るプレハブ建物等賃貸借契約
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和 7 年 10 月 20 日（月）から令和 7 年 12 月 12 日（金）まで
- (4) 履行場所
広島県東広島市高屋町高屋堀
- (5) 入札方法
総価で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島県ホームページにおいて公開されている調達情報「令和 7～9 年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿」によって資格を認定されている者であること。
または、令和 5 年度から令和 7 年度において当事業団が行う入札、見積合わせに参加実績がある者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
 - ア 交付場所
〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目 8 番 49 号
公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室
電話（082）295-5751
 - イ 交付期間
令和 7 年 9 月 19 日（金）から令和 7 年 9 月 25 日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。
 - ウ 入手方法
上記アの場所で直接受け取り、又は埋蔵文化財調査室及び広島県教育事業団のホームページからのダウンロード、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手（180 円分）を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

ただし、令和5～7年度において当事業団が行う入札、見積合わせに参加実績がある者はこの限りではない。

イ 提出先

上記(1)アの場合

ウ 提出期限

令和7年9月25日（木） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年9月26日（金）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和7年10月6日（月） 午前11時

イ 場所

広島市西区観音新町四丁目8番49号

公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室 新収蔵庫2階

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

入札説明書による。

6 問い合わせ先

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目8番49号

公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室

電話（082）295 - 5751 ファクシミリ（082）291 - 3951

入 札 説 明 書

公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室（広島市西区観音新町四丁目 8-49）

TEL：（082）295-5751 FAX：（082）291-3951

業務名	高屋堀 2 号遺跡発掘調査に係るプレハブ建物等賃貸借契約			履行期間	令和 7 年 10 月 20 日（月）～ 令和 7 年 12 月 12 日（金）	履行場所	東広島市高屋町高屋堀
入札参加資格確認申請書提出期限	令和 7 年 9 月 25 日（木）	仕様書質問書提出期限	令和 7 年 9 月 25 日（木）	入札日時	令和 7 年 10 月 6 日（月） 午前 11 時 00 分	入札場所	（公財）広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室 新整理棟 2F
注 意 事 項						契 約 事 項	
1 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について (1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。 ア 会社及び業務内容の分かる書類（パンフレット、ホームページの写し等） イ 競争入札参加資格に係る認定通知書の写し (2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。 (3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。 (4) 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便、配達記録郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。） 2 仕様書について (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問・回答書提出期限までに、書面により提出すること。 (2) 仕様書等の交付を受けた場合は、入札当日返却すること。ただし、入札参加資格要件に適合しないとされた者については、その通知を受けた日から 5 日以内に返却すること。 3 入札について (1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。 ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。 イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。 ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。 エ 入札者が二以上の入札をしたとき オ 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札したとき。 カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。 キ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。 ク 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。 ケ 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。 コ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。 (2) 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。 (3) 再度の入札は 5 回を超えないものとする。 (4) 入札執行について ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。 イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。 ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。 エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。 オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。 4 契約書について (1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から 5 日以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。 (2) 契約書は 2 通作成し、各自その 1 通を保有するものとする。 (3) 契約書において、契約の相手方が課税事業者の場合、契約金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む。）について直ちに届け出ること。						1 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。 2 入札保証金 ☐有 ☒無 3 契約保証金 ☐有 ☒無 4 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約 ☐適用 ☒適用なし	
						添 付 書 類	
						☒ 公告の写し ☒ 仕様書 ☒ 仕様書等に対する質問・回答書の様式 入札参加資格確認申請書の様式 ☐ 契約書（案） ☒ 入札書・委任状の様式	